

草津栗東行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例

令和4年10月1日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対して支給する報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し必要な事項を定め、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 報酬は、翌月の10日までに支給する。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、議会の議員の例による。

2 費用弁償の支給方法は、一般職の職員の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	報酬の額
監査委員	日 額 5,000円
公平委員会委員	日 額 5,000円
その他委員	任命権者が管理者と協議して定める額